

奥州市議会産業経済常任委員会所管事務調査 会議録

【日 時】令和6年11月20日（水）9：25～11：00

【場 所】奥州市役所 7階 第1・2委員会室

【出席委員】千葉和彦委員長、高橋晋副委員長、菅野至委員、高橋善行委員、佐々木友美子委員、
飯坂一也委員、菅原明委員

【欠席委員】なし

【傍 聴 者】なし

【説 明 者】井面宏 農業委員会事務局 事務局長
佐々木治彦 農業委員会事務局 事務局長補佐
佐藤茂樹 農業委員会事務局 農地係長

【事 務 局】今野美享 総務係長

【次 第】

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 調 査
農業委員会事務局の事務について
(1) 農地転用が他市より厳しいと言われる状況について
(2) 農地法制の見直しの情報等について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

【会議要旨】

1 開会

（高橋晋副委員長） おはようございます。

ただいまから農業委員会事務局の事務についての調査を実施いたしたいと思います。

委員長よりご挨拶を申し上げます。以後の進行につきましても委員長にお願いいたします。

2 委員長挨拶

（千葉和彦委員長） 本日農業委員会事務局の方々、朝早くからありがとうございます。

本日は農地転用、農地法の関係について法律改正がこのたびあったということもありましてですね、私達も勉強の意味で教えていただきたいなというふうに思いますので、その辺をよろしく対応いただきたいというふうに思います。

3 調査

（千葉和彦委員長） それでは出席委員は7名であります。

次第に基づきまして3の調査に入ります。

本日は説明のため、農業委員会事務局から井面宏事務局長、佐々木治彦事務局長補佐、佐藤茂樹農地係長に出席いただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

説明後に質疑等を行いながら調査を進めてまいりたいと思います。

なお、本日の調査の終了予定時刻は午前11時を目途としたいと思いますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、農業委員会事務局の事務について当局より説明をお願いいたします。

(井面宏事務局長) それでは改めまして、農業委員会事務局の局長の井面でございます。紹介いただきました通り、局長補佐、農地係長を帯同させていただいております。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

では、ご説明をさせていただきます。今回ですね、農業委員会事務局の事務についてということで、ご説明申し上げます。

個別の質問事項につきましては、あらかじめ回答をご提出させていただいてございました。今、その事務局の事務についてということでございましたので、その個別の質問項目の回答に先立ちまして、当委員会の事業内容、概要について、口頭になりますが、ポイントについてご説明を申し上げて、その後個別の質問についてのご回答をさせていただきたいと思います。

まずは、農業委員会事務局でございますが、その上にといいいますか農業委員会という組織がございます。今年度7月に、任期代わりになりまして、新しい体制で業務、活動を進めております。農業委員が24名、農地利用最適化推進委員が40名の体制で進めてございます。

その前提となる、本年度の事業計画についての概要でございます。委員会全体で確認されたものとして、ポイントになりますけれども、事業方針というものを、定めてございます。若干、すいません、口頭ですが、読ませていただきます。

農業委員会は、法令に基づく許認可業務とあわせまして、担い手の農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止および解消、新規参入の促進に取り組むことで、今、耕されている農地を耕せるうちに耕せる人に繋いでいくことを実現すべく、農業委員と農地利用最適化推進委員、推進委員と呼んでございますけれども、両者が連携して、農業委員会活動を行うものとされてございます。

日常の最適化活動や、農地パトロールを始めとした現地確認調査はもとより、改正された農業経営基盤強化促進法に基づきまして、地域農業の指針となる地域計画の策定も含めてですね市町村、県農業委員、農業団体と一丸となって取り組んでございます。先ほど言いました去る7月の農業委員、推進委員の改選を踏まえて、委員活動を継続して、いくことが求められてございます。

最後に方針の最後になりますけれども、本委員会は、農業、農業者の利益代表として、農業者の声に耳を傾け、市を初めとする関係機関団体と一体となった農業政策の推進を図るとともに、農業委員および推進委員1人1人が役割を十分に発揮し、地域農業の持続的な発展と、本市の農業の振興に寄与するための活動を行ってございます。

その活動のポイント項目をご紹介しますが、六つございます。

委員会業務としての、一つは総会等の会議を開催し審議を行うこと、二つ目には、優良農地の確保と利用集積および集約化の促進、三つ目には農政情報活動の情報提供、提供も含めた活動の推進、四つ目には、農業振興活動の連携推進、五つ目、農業者年金の普及推進、六つ目には、市当局農林部が中心になってございますけれども、地域計画の推進という六つがございます。以上、事業方針を踏まえた事業計画の項目について、ご紹介をさせていただきました。

続きまして、産業経済常任委員会様からあらかじめ頂戴しました調査実施項目につきまして、資料に沿ってですね、ご回答ご説明を申し上げたいと思います。

先ほど、委員長が冒頭で、農地転用って言葉がございました。今回はそこにある程度テーマを絞られた質問に項目なってございますが、お答えする上で、冒頭で初めにというところで整理をさせていただいてございました。

ご質問なり、この業務についてご説明する上で前提となるべきということで、触れさせていただいてございますので、冒頭触れさせていただきます。

調査事項の項目に、農地転用が他市より厳しいと言われる状況についてとございます。

この部分ですが、農業委員会事務局、農業委員会ということになりますけれども、農地法の趣旨にのっとり業務を行っているところでございます。

農地転用につきましては、農地法また後ほど施行規則農地法施行令の他、省令等により、農地転用の基準が厳格に定められてございます。一般の土地の取引等に関することにつきましては、いわば、民法で規定されているところがございますが、その上での特別法といえますか、農地の取引等については、この農地法によって規制がされているところでございます。つまり繰り返しになりますが農地法、この規制をする法律だという性格を持っております。

それによって勢い、農地転用の運用に関しましては、農地転用の許可に関してですね、例外規定、規制をしますので、農振法とか、用途区域との絡みがありますので、農地法の考え方、優良農地を守っていくという考え方の法律ですので、それに対して、農地転用するということは、許可をする上での例外規定に当てはめていくというようになります。

その例外規定のどの項目に合致するのかにより、転用許可の可否が決まっていくものでございまして、市町村、本市農業委員会として独自の基準を設けることはありません。全て法令で基準がこと細かく規定されてございますので、先ほど言った例外規定に本委員会事務局の業務として、その例外規定に、どの例外規定に当てはまるかというような調査を進めているものでございしますので、本委員会の意向、本委員会独自の意向で、その可否が決まるものではないということをまず申し上げたいと思います。

ですので、冒頭触れました、他市より厳しいという評価、言葉が出てございますけれども、関係法令の規定を逸脱して運用することはございません。それがないように慎重に調査をして進めているというものでございますので、そういう意味で初めに記載させていただきました。これを踏まえたくうえで、質問項目に以下回答させていただいております。

以下、いただいた質問事項に回答させていただきます。

まず一番目ですが、制度上の話なのですが、農地法とは、農業委員会の役割とは何ですかという部分でございまして。農地法第1条に目的が規定されてございます。ちょっと目的を引用してございますけれども、アンダーラインをしている部分です。

「農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し」とございまして。また、次の行ですが「農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずる」という目的になってございます。抜粋させていただきました。

回答の二つ目ですが、農業委員会の役割ということで、改めてになるかもしれませんが、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置されている行政委員会でございます。この位置づけは、地方自治法の規定に基づくもので、繰り返しのなってしまいますが、市町村の行政機関、行政委員会として位置づけられてございます。

資料では次のページになります。ここでさらに農業委員会の基本的な性格の部分について記載をさせていただいております。五つございまして項目を読み上げますが、一つ目には、農地行政を担う組織であるということ。二つ目には農業生産力の増進を支援する組織であること、三つ目、農業経営の合理化を支援する組織、四、農業・農村の声を代表する組織、五としてその他市長権限に属する事務の補助執行に関する規定により補助執行している業務がございまして。そこに列記をさせていただいております。これが、農業委員会の業務ということになります。

続いて質問の二つ目です。市内農業委員、農地利用最適化推進委員の数と役割の違いについて。金ヶ崎の部分についても触れていただいておりますが、ご回答として、A-1ということで、それぞれの数と役割についてを整理したものを表にしております。

表組のところの左の列では農業委員会委員について、その定数、資格、選任、決定の部分です。同じように、右側の列では、農地利用最適化推進委員について、説明で触れてご

ざいます。次のページまで行きますけれども、それぞれについて、任期、身分、そして業務。業務は先ほど触れました部分に共通する部分がございますが、農業委員会委員につきましては、先ほど総会という審議機関のお話もさせていただきましたが、業務の部分では、合議体としての農業委員会としての意思決定をするという業務が主な業務になります。その中で、テーマになっております、農地の権利移動であったり、農地転用の許可等について、審議を行いますし、農地利用の最適化の推進、いわゆる推進委員との連携、現場活動を進めるという業務になってございます。

なお、農業委員の右側ですね、農地利用最適化推進委員につきましては、市内の各地区での割り当てといたします、担当区域がございますので、担当地域、地区ですかね、地区があっているかと思うのですが、地区での現場活動を中心に活動として進めていただいております。

その中では、◆五つございますけれども、農地と農業者をマッチングさせるということ。荒れた農地を解消するという、耕作放棄地等の解消等について地域の方々といういろいろ相談しながら進めるという業務。三つ目には新しく農業を始める人を増やすというような活動。また、農業委員会委員と同じでございますが研修会や会議に出席するという。もう一つは、農業者年金の普及推進活動を進めるという業務になってございます。

続きまして、二つ目の文でのA-2とA-3ということで、この質問の趣旨は、それぞれ委員の数と役割の違いという部分でございましたが、解説的にですね、農業委員会等に関する法律により推進委員を委嘱しないことができるのは、農業委員会の設置自体が義務付けられていない市町村、および市町村の区域内の遊休農地面積の割合が、1%以下であり、かつ、認定農業者その他の担い手に対する農地の集積率が70%以上である市町村でございます。本市の場合、遊休農地面積の割合が1%未満ではありますが、認定農業者その他の担い手に対する農地の集積率が63.6%であるため、推進委員の設置が必要となります。

なお、県内で推進委員を設置していないのは、金ケ崎町、矢巾町であると理解してございます。

続けますが、質問の三つ目です。農地転用とは何ですかという部分です。農地法の第3条、4条、5条についてのご質問でございます。それぞれの申請件数と許可件数という部分でございます。

A-1でございますが、農地とはという部分から触れてございまして、ここはちょっと、読み上げを省略させていただきますけれども、次のページに移ります。まず、テーマになっております農地の転用とはですが、農地を人為的に農地以外のものにすることをいいます。

例えばということで住宅、工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、カーポート、道路等の農地以外のものにすることを農地転用として定義されてございます。

その上で農地法第3条については、農地転用という規定ではなくてですね、農地を農地として利用するために、農地の貸借、売買等を行う場合に受ける許可、一言でいうと、利用権設定という言い方をしてございます。ですので、転用とはちょっと意味合いが違うという規定になってございまして、この3条につきましては、許可権者は、本農業委員会でございます。

続いて農地法4条ですが、農地所有者が農地転用、その方が農地転用事業者となって、農地転用する場合に受ける許可でございます。評価権者は、都道府県知事、本委員会の場合は、岩手県知事となります。

次、農地法第5条のところですが、農台法と記載しておりましたので、台を地に修正をお願いいたします。第5条です。こちらは農地転用事業者が農地転用するため、農地等の権利を取得した、農地転用するために、本人じゃない方が、農地等の権利を取得する場合に受ける許可でございます。許可権者は同じく岩手県知事です。という規定になっ

てございまして、申請件数と令和5年度については、先般の議会等でも、答弁させていただいてございましたが、次のような件数になってございます。

質問の四つ目です。農振法、農業振興地域の整備に関する法律とは何ですかという部分でございますが、答えから申しますと、この農振法の部分についての所管は、本市で言いますと、市長部局の農林部となります。ですので、所管外ということになりますので、回答しかねますと書いてございましたが、農地転用の前提として、農振農用地の部分が話題といえますか、課題となってという部分は十分認識してございますので、そういう観点で業務を進めさせていただきますので、補足させていただきます。

質問の五番目、作付なし3年で水田登録台帳からの除外についてというご質問でございますが、これについても同様、市長部局農林部の所管となっておりますので、回答はしかねますと記載させていただきました。

質問の六つ目です。農業委員会の手続きに行政書士14人が登録されたと聞きましたが、農地転用が厳しいと言われるのは、質による問題なのか、それともスピードの問題なのでしょうかというご質問です。県から花巻市との違い、農業委員会の意向と一致するものしか受け付けられないという声があるようですがというご指摘になってございます。

まずお答えの一つ目ですが、質問でのご認識のように、当農業委員会の手続きに当委員会が関与してといえますか、関わってですね、行政書士を登録したという事実はありません。ありませんというしかないですね。で、万が一そういう事実があるのであれば、ちょっと違う問題が起きるのではないかとということで、利益誘導に取られますというような記載をさせていただいております。ということで、関与してないというのがお答えです。もっと言いますと、その行政書士さんの業界の団体側で、14って数字がありますけれども、そのような組織化をされ、体制を作っているというような理解をしているところでございます。

また、農地転用が厳しいという部分についてですけれども、ここで触れますが、ちょっと文章としては書いてございませんが、農地転用の審査が厳しいというような受け止めに對してですが、先ほど冒頭で触れました通り、農地転用も含めた農地法の運用については、法令で、もう事細かく基準その例外という言葉を使いましたが、許可されるべき例外規定が、もう、緻密に示されておりますので、繰り返しになりますが本委員会事務局等も含めてですけれども、裁量の余地はありません。ですので、厳しいという表現に対してこちらからの認識では、本市の農業委員会なり事務局の運用が厳しいというご指摘なのであれば、それは私としては、立場的にはですね、適正な運用をしているというふうに理解をさせていただきます。

そのためにも適正な運用を引き続きするためにも、農地転用に限らず、利用権設定につきましても、事前に相談が窓口にあった際に、いろんな他の法律の適用等も含めて、お聞き取りをし、かつ迅速に手続きが進むようにですね、県知事の許可であれば、所管、県の県南局の担当課であったり、内容によっては、県庁の所管課、所管部に対して、速やかに相談をし、こういう事案が相談に来ていますと。そして、総会という審議機関があると申し上げました。そこに、ご説明申し上げる。法令の基準にこのように適合をしていますとすとか、逆に、こういう条件では、今回の案件の条件では適合しないというような条件を、緻密にお伝えし、そして、お伝えした上でですね、本市の農業委員会総会にお諮りするという段取りを取りますので、その点をもって厳しいと言われている面もあるかとすればですけれども、適正な審査の運用をしているというふうに理解をしているところでございます。

戻りますが、お答えの二つ目です。花巻市は、農林水産大臣から指定を受け、農地転用の指定市町村となっています。この事務についての指定市町村という制度がございまして、それを花巻市では受けるということで、県からの直接委譲を受けているという位置づけになっているところでございます。

これにはですね、指定市町村となるには要件がございまして、市町村が優良農地を確保する目標を定めていること。次のページに参りますが、二つ目には農地転用許可基準に従って適正に運用すると認められていること。三つ目には、農地転用許可制度に係る事務処理体制が整っていることが認められることという内容を県が示しているところでございます。ちょっと以下省略をさせていただきます。ちょっとその後ろに、先ほど触れたような、法令や処理基準等についての記載がされているものでございます。

そこで下線、アンダーラインをしているところでございますけども、この指定市町村になるっていうことをもって、独自基準で転用ができるものではないというところを、ちょっとアンダーラインで強調させていただいてございます。ですので、花巻市は指定市町村に指定されて業務運用してございますが、先ほど来、申し上げている通りなので独自の基準が花巻市で運用できるものではないというところを解説しているところでございます。

A-3ということで、農業委員会の意向と一致するものしか受け付けないとの声という部分でございますが、冒頭で触れました通り、関係法令により運用基準が定められている業務でございますので、本委員会の意向が入るうる余地はございませんという回答になります。

質問の7点目、農振地域内にある、自分の土地でありながら、所有者の思うようにならない状況が散見されているようですが、5年に一度の見直し以外で見直すことは可能ですかということでございます。こちら、農林部の所管となりますので、差し控えさせていただきますが、端的に申し上げますが、農振地域の5年に一度という記載がございすけれども、定期見直しが5年に一度、さらに、すいません、農林部の部分で恐縮ですけども、随時見直しというものも行われているという認識をしております。それは、1年単位の随時見直しというふうに理解してございます。

最後、8番目のご質問になりますけども、10月末までに地域計画がまとまるようですが、今後農地として使う、使わないということについて、地域としての見通しが示されると思われそうですが、本事務局としては、それに対してどう考え、対応していくのでしょうか、何か方針は、というご質問でございます。

これも地域計画につきましては、ご存知の通り法令に基づき、規定されてございまして処理要領等も示されております。地域計画そのものについては、本市、市長部局である農林部側で、所管してございまして、その地域計画の中の構成要素としまして、目標地図の素案の作成が、義務付けられており、その部分につきましては、法令により、農業委員会で素案を作成するというようなものになってございます。

内容については、ご存知の通り、10年後の農地の受け手について、地域の話し合いをもとに、忠実に目標地図の素案に落とし込み、もう現状を言っていますが、当市の所管する目標地図の素案を所管する本委員会としまして、地域の話し合いをもとに、忠実に目標地図の素案に落とし込むという作業を進めてまいりまして、ひいては、素案を設定し、素案を作り、手続き的には本農業委員会総会に、お諮りし、そして、お諮りした上で全体を取りまとめおります農林部に提出し、そして地域計画全体として農林部側でご意見を求めるというふうにお聞きしてございますけれども、そういう手順を踏んだ上で、その記載あります必要に応じて見直し作業に農業委員会、本委員会として関わっていくというような想定でございます。

またの部分、すいません、何度も恐縮ですがけれども、農地の利活用に関する政策についての部分については、市当局側での業務になりますので、恐縮ですがコメントは控えさせていただきます。と思っております。

以上、すいません、長くなりましたが、あの全体の本委員会の業務、また事前に頂戴しました項目についてのご回答とさせていただきます。以上でございます。

(千葉和彦委員長) はい、ありがとうございました。事前質問、だいたい所管業務分掌以外のと

ころでご質問させていただいてみたいなので、大変誠に申し訳ございませんでした。

なおかつ5点、詳しい説明もいただきました。

それでは、続きまして質疑に入りたいと思います。ご質問のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

(佐々木友美子委員) 佐々木です。ありがとうございました。

問6の行政書士さんの登録のことを私質問したのですが、行政書士さんの方から何かそういう登録をしてくださる方を求めるっていう依頼があって登録したと聞いていたのですが、実際、農業委員会さんの窓口に行ってみたら、14人の名簿が立っているので、多分いろいろ手続き大変なので、行政書士会に協力してもらえ人を募ったのだと私は認識して、実際その名簿をちょっと覗きに行ったのですが、問題だっていう意識ではなくて、諸手続きを誰に頼んでいいかわからない市民の方に、こういう方もいますよって紹介をする名簿があった方が便利だっていう意図で、そういうことをされたのではないかなと私は判断していたのですが、ちょっとすごく慎重に利益供与とか何とかっていう言葉があったので、そこまでは別に疑って聞いたわけではなかったのですが、そういういろんな団体の協力があってスムーズにいくっていうことで、いいことなのじゃないかなという意味で聞いたのですが、ちょっとその辺のやり取りが私の質問の意図とちょっと違ったなと思ったのですが、そこはどうなのでしょう。

(佐々木治彦局長補佐) それに関しては、行政書士の水沢支部の方でこの名簿を置かせてくれるということで、置いていったものです。

なので、手前どもの方でフォーマットを作ったということではなくて、ただ置いてくれるということです。そのメンバーに関しては、その行政書士の水沢支部の中で、何だろう名簿に載せることに何か賛同した方ということを知っていました。それで行政書士会の水沢支部の会長さんと副会長さんが見えになって、これを置いてくれよということです。

よくこちらの方でも、誰に行政書士、司法書士、だれに頼めばいいのかってよく質問とかきます。ただしこの場合、経験則からいけば、あそこの行政書士さんこっちの司法書士さんがいいよねっていうのは、経験則からあるのですが、そちらを明示してしまうと、やはりこれも利益誘導に繋がるという懸念がございます。なので、そういうことはまずやらないで、とりあえず極力ハローページかな、イエローブック、なんですか電話帳とか見れば載っていますので、不親切かもしれませんが、そういうところまで杖をつかないと、最近ちょっといろいろと問題が、ちょっとしたことで問題になるというご時世なものですから、その辺まで慎重にということで取り扱っていたところでございます。

佐々木委員さんがおっしゃる通り、その名簿とか置けば確かに市民の方も、どなたに頼めばいいのかっていうことでわかりやすいということではメリットはあるのですが、一方行政側からすれば、名簿を調製し、それを配布するっていうのは、なかなかそれは、先ほど言った通りの懸念がございますので、そこまでいっていないということでございます。ご理解いただければと思います。

(佐藤茂樹農地係長) 農地係の佐藤です。今の説明にですね、すいません、修正とちょっと補足なのですが、

普段から行政書士さん、どなたかいい人いないだろうかということについては、電話帳なり何なりをご覧いただいてということでお願いしていたのですが、最近、市外の方からですね、お問い合わせも等もございましたので、その際に資料となるものがやっぱりあった方がいいのかなと思ひまして、行政書士会の水沢支部の方ですか、の方に何か一覧があったらいただけないかというお話をしたことが、今回の発端になっております。こちらからそのようにお話ししたところ、先ほどまでの話通りですね、いただいたものが、窓口を設置して、もしあればですね、こういった方々いますよということで、使わせていただいております。以上でございます。

(千葉和彦委員長) 佐々木委員。

(佐々木友美子委員) 今の佐藤係長のお話で理解しました。なんか、行政書士会さんと奥州市は、いろんな災害時も含めて、行政を手伝うっていう協定を結ばれている団体だったので、農業委員会さんから依頼があったときに、快く受け止めて、会員の皆さんに、農業のこれに関わることに長けている人を募って、市に協力するっていう意味で名簿を提供したと私は聞いていたので、特にうちほうによこしてくれとかそういうことの目的じゃなくて、市が困っているなら手伝いますよっていう協定を結んでいる団体さんだったので、そのような共通認識でおられた方が、いろんな意味で協力ができるのではないかなと思っていました。以上です。

(千葉和彦委員長) よろしいですか。他に。菅野委員。

(菅野至委員) はい菅野です。問8、多分、これ私が出したやつかなと思うのですが、この件に関してなのですが、基本的に地域計画の作成に関しては、農業委員会さんの方は、目標地図の素案の作成ということがあったかと思うのですが、この内容で何を聞きたかったかという、要はその農林部の担当からすれば、結局、令和7年以降も話し合いをしてきますよということがある中で、計画の中でも、使われる農地、使われなくなる農地という色分けがされていくと思うのですよ。そういった場合に、何を見ていかなきゃいけないかという、使われない農地、使われる農地に関しては、多分集積だったりとか、誰かにやってもらうとかそういった流れができていくと思うのですが、使われない農地に関して、例えばですよ、それを農地転用であったりとか、そういったことをしていくときに、農地転用していく考えだったりとか、また農地にしないでもう荒らすとか、そういったことになっていくと、いろいろと農地という観点からすると問題が出てくるのかなというところで、そういったところを農業委員会さんの方ではどのように捉えて今後対応していくのか、というところを聞いたので、農地の利活用に関してはもちろん、農林部の所管となるかもしれないですけども、その農地としてどういうふうにしていくのかという方向性というのは、農業委員会さんとしてはどのように見ているか、そういうところをまず聞きたかったのだですね。そこら辺はどうなのでしょう。

(千葉和彦委員長) 井面事務局長。

(井面宏局長) 目標地図の素案の作成に絡んで、今ご指摘の、使われない農地、使われる農地に対して、使われない農地の今後っていうかですね、対応については、先ほど、本委員会の業務で触れました通り、農地法の考え方は、優良農地を守り、確保するという考え方で、その上で利用権設定や、農地転用の許可を進めて審査するという機能を持って業務やっているわけですが、その使われない農地の部分については、転用という申請、転用申請があった場合にはあくまで審査基準に沿って、許可に対して本委員会では意見を付すという仕組みなのですが、その他には、どうしても使われない農地については、考え方は、荒らさないように、荒れないように、農地として使えるように、農業委員さんなり、推進委員さんと連携して、地域の方々と相談しながら、活用していくという立ち位置です、ということが一つ。

ただそれでも、それでもいろんな背景で荒れていきます。作業する方がいませんというところは、荒れていく方向になるのですが、農業委員会としては、手続き的には、農地パトロールと触れましたけれども、農地現況調査ですか、農地利用調査という活動を進めながら、荒れている農地を峻別し、そしてその上で、所有管理、営農されている方に戻して、営農できませんかっていう確認もしながらですけども、それでもやはり、どうしても手がつけられない、荒れていくとことになっていく農地については、手続き的には本委員会として、そのような調査を行った上で、非農地決定という、農地法の適用を受けない、平たく言うと農地ではないと、法律上の農地ではないというような、適用をする、決定をするという手続きも、本委員会の業務の一つとなってございますので、農地を守るという観

点からは不本意な面もありますが、現状そのような手続きも踏みつつですね、遊休農地、非遊休農地、荒れていく農地の対応を進めているというのが現状としてございます。

はい、まずは以上です。

(佐々木治彦局長補佐) 先ほど、非農地までの至る経過を局長の方からご説明いたしましたけれども、実はこの地域計画の目標地図もあるのですけれども、もう一つ実は政策的な話には今度になってしまうのだらうなと思うのですけれども、農地の活性化計画だったかな。活性化計画というものも、実は今回法律の中にうたわれております。

その活性化計画というのはなんぞやなのですけども、使われなくなった農地を、そこはもう緩衝帯として利活用していく、緩衝帯だから利活用しようがないのでしょうかけれども、鳥獣とか有害鳥獣とかの緩衝帯として線引きをしていくという使われ方を、市町村、自治体の方で計画を立てなさいっていうのも実はあります。

ただしこちらの方は、強制はありません。確か任意だったと思います。多分おそらくこの話、私どもの方で、これをやるのは市当局側の話になりますので、ちょっと踏み込むことはちょっとできないのですけれども、個人の、お前の意見何なのだって言われれば、いずれは活性化計画も、おそらく作っていかなくちゃならないのだらうなと。

今回の地域計画で使われなくなった農地の利活用方法、どうするのだというところを、活性化計画を作りながら、そこでいろんな方策が取れると思いますので、そちらについて、将来多分議論になるのだらうと思っています。以上です。

(千葉和彦委員長) はい、菅野委員。

(菅野至委員) はい、ありがとうございます。

何を懸念しているかといいますと、要は農業委員会さんの方でこれ2ページの中のその基本的性格という中の(2)の中で、担い手の云々の中に、遊休農地の発生防止・解消、または新規参入の促進を通じて、という部分があるかと思うのですが、あと地域農業の発展に寄与とあるわけですね。ということは、先ほどおっしゃっていた、もちろんその地域活性化計画っていうのは、もちろん私も存じておりますけれども、そういった中で、先ほど言ったその要は目標地図作りしました、ここはもう農地になりませんっていうところがあるのに対して、なくなったらどうのこうのってのももちろんそうなのですが、今現在わかっているものに対して、こういった発生防止・解消とか新規参入の促進、農業振興の発展に寄与というところで、ということは、多分今後、農地を守っていくという場合に、それは農林部だからとか、これは自分たちの範囲内だからとか、そういうくくり分けとかその縦割りではなくて、横の繋がりを持った上で、新規参入の促進を図るのも、地域農業の発展に寄与するのも、なんかその縦割りでは進んでいかないと思うのですね。

そういったところを、やっぱり農業委員会さんと、農政の方としっかりとタッグ組んで、地域を支えていかないと、今後どんどん農地というのが、減っていく、もしくはどんどん荒れていく、荒れていくのを見過ごし、緩衝地帯だからいいって言っても、10年もたてば、緩衝地帯が今度は山に帰るわけですから、どこにまた緩衝地帯を作るのですかって話になってしまうと思うので、そういったところをしっかりとですね、農林部農政課と農業委員会とで、やっぱり未来の農業というのをしっかりと考えていってほしいなというところを思いますので、今の話を聞いてればもちろんその通りなのですが、そういった中でもう一步踏み込んだその対応をしていってほしい。

せっかくこういった基本的性格の中にこういった内容が入っているので、そういったところをしっかりとですね有効に使ってですね、取り組んでいっていただきたいと思いますので、ちょっとその辺の所感をお伺いして終わります。

(千葉和彦委員長) 井面事務局長。

(井面宏事務局長) はい、ありがとうございます。

農政、政策的には、ごめんなさい、本委員会の部分というあくまで立ち位置でのご説明

をさせていただいたのですけども、ご指摘の通り、農業の発展に寄与するという部分では、農政政策との連携というのは当然重要な話だと思います。

今日は農地法という当委員会の中心にある農地法という観点からのご説明が中心になってございますけれども、農業振興という部分では、いわゆる本市でいえば市長部局である農林部との政策が打ち出されて、それを進める上で、本委員会の農業委員さんだったり推進委員さんが、その政策を実現するために、委員会というよりもその委員の立場で、地域でいろいろ相談に乗ってですね、進めていくっていうのは重要だと思ってございますので、業務上の縦割りはございますけれども、あの向かっていく遊休農地の、先ほどご指摘を受けました農地利用の集積であったり、遊休農地の発生防止・解消、新規参入であったり、最後の地域農業発展に寄与するという部分では、方向性は同じだと思ってございますので、その視点で本委員会が、業務的にも携われる部分、そして、委員さん方の活動には当然の情報提供等も含めながらですね、進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

(千葉和彦委員長) あと何人ぐらい、皆さんある。それでは、概ね1時間たちますので、トイレ休憩5分だけ取りたいと思いますが、すいませんがお忙しいところ、時間ないところですけど、ここから20分まで休憩を取らせていただきます。

<休憩 10:15~10:20>

(千葉和彦委員長) では再開いたします。高橋委員。

(高橋善行委員) 二点だけ伺います。

農地転用許可について、その権限委譲は、奥州市は受けてないという説明でしたけれども、例えば具体的花巻市さんとか盛岡市さん、滝沢市さんのように権限委譲を受けてやるという予定はないのかということをもまず一点伺います。

それから、全国農業新聞等々で見ると全国農業会議等々の会議等を見るとですね、農業推進委員を置いたことによって、良くなった、いがあったという話を全国的にもあんまりないというか全くないというふうな状況の中でですね、奥州市の中で農業推進委員を置き続けなければならないのかという考え方についてを一つと、なくするための方法を考えるということはないのかということです。

その条件は二つあるっていうのはわかりますけれども、集積率のことが多分問題になっているのだと思いますけれども、そこをクリアして何とか農業推進委員なくてもいいというふうにするような方法というのは考えたことがありますかということをも二点目として伺います。

(千葉和彦委員長) 佐々木補佐。

(佐々木治彦局長補佐) 権限委譲、指定市町村権限委譲の話ですけど、実は2年くらい前に、一旦議論になったことがあります。その際には、結果的には他の市町村の動向も聞きました。滝沢であったり、花巻であったり、あと沿岸の方行けばあれは特区か何かでがつつとやれる部分もありますのでそこはちょっと聞かなかったのですけれども、聞いて、花巻、滝沢、紫波、盛岡に聞きました。

おしなべて言われたことは、市町村独自の権限なんかないよと。年に1回、国から査察が入って、それでその手続き、1週間ぐらいいるのだそうです。それで査察が入って、監査を受けると。そこで、例えば勝手なことをやってしまったならば、原状回復命令も自分たちで出す、でその原状回復の手続きまで全部自分たちでやるということがあろうです。担当者から聞けば、仕事ばかり増えて結構大変だったということを聞いています。

よって、そのことを過去に議論して、当面の間は、県知事許可で進めていこうということを確認しております。

あともう1点、推進委員は全く置かなくてもいい方策をとれないものかというご質問ですけれども、まずは集積率を上げることが大前提だと思っています。集積率を上げるために市長部局とタッグを組みながら、中間管理事業であったりそういった部分で、担い手に

集積できるようにということで、いろいろと頑張っているところでございます。

もしかしたらなのですけども、なんだろう、農業委員会等に関する法律が改正されれば確かに農業新聞等で出されていたように、推進委員の、先ほど善行委員さんがおっしゃったようにだりの部分は目にしております、多分その辺ところ、農水の方ではわかっていると思いますので、農業委員会等に関する法律の改正があればもしかしたらある程度その辺の推進委員を置かなくてもいいというハードルが下がるのではないかなというところは、予測はしておるのですけども、まだその辺は具体的にアナウンスされているわけではないので、今のところ、その辺については不透明かなと思います。以上です。

(千葉和彦委員長) はい、高橋委員。

(高橋善行委員) はい、ありがとうございます。

1 件目のですね、農地転用に係るという権限委譲の件に関してはわかりました。

でもですね、例えば今回この所管事務調査をするにあたってですね、土地家屋調査士さんであるとか、不動産鑑定士さんとか、不動産屋さんとか様々な方から意見をお聞きする機会があったのですけれども、どうしてもなかなか農業委員会さんの方のハードルが高くて、なかなか農地転用はうまくできない、進まないということがあってですね、非常に苦慮しているっていうような話も実際聞きました。

その辺に、加えてですね、例えば空き家バンクにですね、農地付き空き家とかっていうのもありますよね。その農地付き空き家っていう事に関してまで、農業委員会さんとして下限面積は撤廃されたと思うのですけれども、農地付き空き家、空き家付き農地、うん、わかりますね、その三反歩とかにまで営農計画を求めるという姿勢は果たしてどうなのかということもちょっと伺ったのですけども、そこら辺に関しての考え方を伺います。

とりあえずそこまでお願いします。

(佐藤茂樹農地係長) 私の方から空き家付き農地の関係ですけれども、令和5年4月から下限面積が撤廃となっておりますので、現在どなたでも、全くこれから初めてやるのだよという人についても対応ができるようになりましたが、逆に我々の方でですね、今までですと、5000平米、法令でいくと、あの五反歩要件ということで5000平米、奥州市ではその前まで3000平米まで下げておりましたが、それが障害にもなっておりますが、逆にですね、投機目的で土地を取得したいという人たちの、一種の防波堤にもなっております。

それがなくなった形で、とはいえ、それ以外にですね、引き続き、要は農地を効率的に使っていきますよとか、年間どれぐらい従事しますよといった要件については外れないで現在も生きております。そうしますと、農業委員会でこれからも農地をちゃんと使ってくれるのですよねという確約を審査で確認しながら、かといって面積はゼロからいいですよという審査を行う。要は、投機目的で取得するのではないのだよねっていう部分が、どうしても必要となっております。

その中で空き家に入って来ていただける方々、非常にありがたいのですけれども、どうしても宅地のすぐそばにある畑とかが多くなってしまいますので、どうしても空き家を取得して、そしてちょうどいいから、農地法ご存知のない方が多分多いのだと思います。

そうすると、最初は菜園的にお使いになってもですね、やがてはお庭に変わってしまうということなどもありますので、こちらとしましては、どうしても畑を取得したのだよね、とすれば小さい面積でもちゃんとこれからも使ってもらえるのですよねっていう確認を取るために、営農計画を出していただいております。

とはいえ、様式が変わっておりませんので、様式だけ見ると、五反歩要件の時代の様式を使って、例えば200平米くらいの畑の計画だと無理なので、そこは、200平米相当の畑をどういうふうにするのかっていう内容で審査をさせていただいております。

様式、どうしてもですね、これをまとめるのは大変なのだけどもと言われるのはあるのですけども、そこについてはこちらでもですね、アドバイスしながら、こういうふうにと

めてくださいということをお願いしております。

様式上のまとめ方が難しいというご指摘については、我々も苦慮しておりますが、面積が撤廃されたことに伴って、これから農業をやっていきたいという方々が入りやすくなった反面、別目的で使われる、もしくは安易に取得できたので、そのまま別な使い方に使われるという方がないとは限りません。それでちょっと審査については厳しいと指摘あるかもしれませんが、営農計画も頂戴しておりました。

どうしても、空き家バンクに絡めましては、間に不動産屋さんが入って、仲介されているのが多いので、そこは不動産屋さんにもお願いはしておりますが、なかなかですね普通の土地を取得したと思っている方も結構いらっしゃって、農業委員会の窓口で、これは違いますからねってお願いしている経過もあります。

そういった、いろいろな事情があつてですね、ご指摘でいけば、もう少しいい方法あればとは思っておりますが。現在、そのような苦労をしながら進めているというものでございます。よろしくお願いします。

(千葉和彦委員長) はい、高橋委員。

(高橋善行委員) はい、ありがとうございます。

説明いただいてその通り、確かにその通りだと思います。農業委員会の立ち位置としてどうしても農地を守り育てるという立場から言えばその通りなのだと思いますけれども、一方で空き家に入って来ていただける人がいるだけでもありがたいという、あるいはそういうことで人が動くという事に関して、奥州市に少しでも関心を持ってもらえる人が増えるということも、非常に大事だと思いますので、ここはこれ以上言いませんけれども、いずれ空き家というのは、今、その投機目的、投資目的みたいな話もありましたけれども、それよりはどうしても中山間のところだと、そこを荒らさないでくれただけでもいいからという考え方で、少しでも敷居を低くしてやってあげられたらいいのかなと思いますのでそこは少し考えてみていただければと思います。

最後に一つ伺います。今、江刺で工業団地等々いっぱいできてきて、今、胆沢にも広表ができますけれども、農地を転用して、住宅建てたりアパートを建てたりという住民ニーズはすごく多いのだと思うのですが、そのこのところに立ってですね、そのなかなか農地、田んぼ、畑が転用できない。農振法だと言って言われれば農政課に行かなきゃ駄目だ、農業委員会に来たけどもそこだけでもワンストップサービスではできないという状況の中でですね、何とか転用をうまく早くできるようにということを、先ほど何でしたっけ、農振地域の見直しも随時見直し等も5年に1回という事なのだけれども、それはおら方の管轄でないと言われるかもしれませんが、そこも含めてですね、少し同じフロアにいるのだから、横の農政部等で連携を取りながらですね、農転に来た人に寄り添う形の中で少し進めていってほしいと思うのですが、その点について見解を伺って終わります。

(千葉和彦委員長) はい、佐藤係長。

(佐藤茂樹農地係長) はい、ご最もなご指摘だと思っております。これにつきましては、ちょうど廊下を挟みまして向かい側同士ですので、相談があつた都度ですね、農振農用地が絡んでいる場合はすぐ情報共有してですね、まず農振除外から必要なのだよみたいなことで、できるだけお客様は移動させずに、我々の方で、農業委員会にお越しの場合は農政課から担当を呼んで、農政課の窓口の方に農振除外で相談いただいたならば、我々の方から行ってですね、次農地転用になるからねってということで、その辺については、常にさせていたでいておりました。ご指摘の方ありがとうございます。

(千葉和彦委員長) 他に、菅原委員。

(菅原明委員) 菅原です。今日はどうもありがとうございます。

1点お伺いしますけれども、衣川の旧衣川荘の下の辺りに一応新興住宅みたいにして家

が何軒か建っているのですけれども、衣川の振興会の地域要望の中にも、あの周辺を住宅地にして、賑わいのある子供たちも育つような、そういう新興住宅にしたいというような要望がありまして、ただ問題は、やはり簡単に農地転用にはならないので、なかなかあの辺を一体的な住宅地にしたいということがなかなか難しいというお話を聞いたことがあります。

やっぱり農業委員会さんから見てもですね、あの周辺を、やっぱり新興住宅のような形にしてやれるものなのかどうなのか、難しい問題があるのか、その辺だけちょっと聞きたいなと思っていました。

(千葉和彦委員長) はい、佐藤係長。

(佐藤茂樹農地係長) ただいまのご質問については、経験から申し上げますと、農地法農振法だけでは残念ながら、今までの回答と同じように、無理というにしか申し上げられない。仮に1軒分くらいずつですね、除外して建物を建てていくというのについては、可能かもしれませんが、あの辺を何千平米というのも言いにくいのですけれども、大きく変えとなると、農地法、農振法以外の法律で、何か政策的にですね、ゾーンを抜くような形でやっていただくのが最善かと思います。

農地法で全てが全て、駄目と言っているのではなくて、農地法でですね、制限はかけておりましたが、他の法令で適切に手続きを経て設置されるものについては、制限をしないということになっております。

例えば土地収用法に基づいて設置されるものとかですね、それ以外でもあるのですが、他法令で、農地法に相当する許可を得て設置するものであれば、農地法で許可を要しないというのがございますので、そちらの方でやっていただくしか今のところはないのかなと。

もし、どうしても農地法、農振法に絡めてとなりますと、先ほどの回答の通りになってしまうかと思います。

(千葉和彦委員長) 飯坂委員。

(飯坂一也委員) 今日は詳細な説明ありがとうございました。問3のですね、農地法第4条許可7件あるわけですが、その前段階に相談があると思うのですね。相談件数というのはどのぐらいになっているもののでしょうか。許可された7件っていうのは何に転用されているのか、そのことも教えていただければと思います。

そして、近隣の自治体、一関、北上、花巻なども、大体この許可件数というのは、同じぐらいの結果になっているものなのでしょうか。

(千葉和彦委員長) 佐々木補佐。

(佐々木治彦局長補佐) 許可件数に関しましてですけれども、詳細に何件ということはちょっと、例えば一関、北上、花巻というところ、とってはいいのですが、よく岩手県の農業会議でしたか、農業会議の常任委員会というのがございます。あ、常設委員会か。常設委員会というものがございまして、それは何をするとところかということですが、ある一定の規模の農地面積の転用とかの案件があったときにそれを審査する機関で、あとはいわゆる一種農地と言われる部分を転用する場合の審査機関で、月に2回あるのですが、その審査をしておるところでございますが、そこでよく言われるのは、奥州市、転用の件数多いよねとは言われています。転用件数はやっぱり他と比して多いという状況です。特に多いのは5条転用が多いのですけれど、自分の農地を別の人に譲ってというパターンが多いのですけれども、4条に関しても毎年横ばいで推移しているといった内容でございます。

あとは、その他の件に関しては、佐藤係長の方から。

(佐藤茂樹農地係長) 4条の件数について、5条に比べて少ないのですけれども、どうしても農地所有者が転用事業者になるという許可要件になりますので、具体的な例を挙げますと、

今住んでいる家ですね、敷地の隣の畑をつぶして駐車場を作りたいと。自分の名義の畑なのだけでも、そういった場合とかですね、家を増設したい、もしくは今度息子、娘が帰ってくるのだけれども、自分が事業者になって、家族の家を増やしたいとかっていうような場合で、使われて、ほとんどがですね、内容としてはその通りです。

今度5条のときが、今度別な人が人の土地を使ってということになるのですが、先ほど息子さん娘さんが隣のところに家建てたいっていうのを、お父さんが自分の土地にお父さんが建てるというのもあるのですが、ほとんどはですね、自分たちが父さんの土地を借りる、譲り受けるかして、自分の家を建てたいっていうのがほとんどなので、そうすると、4条というよりは、5条で、という形がほとんどです。なので、5条に比べて4条と比べればいいのでしょうか、ほとんど件数が少ないのは、なかなかですね、権利を取得して家を建てたい人が、別な方というようなことがあります。

ここ何年かから比較すると、4条の件数はどちらかというと減少傾向にあります。大体自分の家、先ほど言ったように、息子、娘が建てるにしても、5条の許可になってしまいますので。そういったところがございます。

(飯坂一也委員) この申請に至らない、相談の段階で、もうこれは駄目なのだって思って諦めていく人がむしろ多いのじゃないかと思いますが、その辺りはどうなのでしょう。

(佐藤茂樹農地係長) 失礼いたしました。

相談件数につきましては当然、息子の家、建てたいのだけどっていうふうにいきなりきてですね、お話を詳細に聞いたところでいきますと、それであれば、5条ですね、いや、お父さんがやるのであれば、4条ですねってことで振り分けはさせていただいてありますが、大抵の場合はですね、よほど、二、三軒家が建っているところに続くような形で家を建てるのではなくて、ポツンと離れているとかですね、許可の基準の方、厳しい基準がございまして、その要件満たさないものについては、すいません、この内容では基準に満たないので、土地の選考し直しでお願いしますということは、稀にあります。

大抵は、相談件数、4条については特に相談件数イコールに近いのですが、5条についても、よほどなことがなければ、門前払いというようなことはないです。

こちらでこの要件を満たさないと、この場所では難しいですよという助言をしてですね、お帰りいただいて、後日また、今度こういうふうと考えてきたのだけれどどうなのやっていう形で来ているのがほとんどですので、ほぼ、相談件数と、申請件数は合っているかと思っております。ただ時期の問題がありますので、何ヶ月かのズレは当然ありますけれど大体、これくらいの相談できていると思っております。

(千葉和彦委員長) 副委員長。

(高橋晋副委員長) 私は分譲する上での申請についてということで、不動産会社の方からちょっと聞き取りをしまして、ちょっと細かいですけども、質問させていただきたいと思います。

世の中、印鑑を必要としない書類がどんどん増えてはきているのですが、そんな中で例えば地権者からの委任状っていうのが求められると。さらに以前は違ったような気がするのだけれども委任状に印鑑証明付きで実印を押さないと駄目だというふうに、言われているが、ここら辺は簡便にできないのかというご質問。

それから、もう一つはですね、図面の方なのですが、平面図を出すのは当然なのですが、その中に給排水の配管図まで求められると。土の中だし見えないので必要なのではないかと。さらには、もしそれを出す上でですね、計画段階で、出さなければならぬので、水道業者にわざわざそのためだけに金を払って、図面を書いてもらっていると。ここがちょっと、そこまでやらなければならないのかというふうな、素朴な疑問となっていましたので、そちらをお願いしたいと思います。

(千葉和彦委員長) はい、佐藤係長。

(佐藤茂樹農地係長) 委任状につきましては、正直、我々も苦慮しているところではございます。申請書とかなんかについては、押印が必要なくなりましたということで言われておるのですが、委任状については、正直明確な回答がされていない状態になっておりまして、奥州市についてもそこを、取り扱い、委任状とか押印の部分とかについては定かでないのがあります。

ただ、農地法でやる場合、権利の移動が生じるのがほとんどとなりますので、後々ですね、ご本人様の申請じゃない、申請書にも押印がないということになりますと、トラブルが発生したときに非常に困りますので、本人からの意思表示なのだねという確認のために、申し訳ございませんが、今現在も、委任状、そして実印ついて、印鑑登録証明ということでやっております。

今後、何かしらガイドライン等が示されるようであれば、それに従いたいと思っておりますが、今のところそういうことでお願いしておりました。

それから給排水の図面につきましては、こちらも添付書類としてですね、給水されて排水が行われる場合については、どういうふうに配管するのやというのは、示すように定められておりますのでお願いはしております。

ただ、具体的に完全にこの通りになるのだよというものを示さなければいけないのかという部分については定まっておりますけれども、計画上、給排水がこの通りになるのだよということについては、概要についてはまとめられると思って、今までは捉えておりました。

ただ、我々もどうしても審査の上でですね、定められていての提出をお願いしているものですので、残念ながらそれを簡略化する方法、もしくは省略していいとは残念ながら言えないというのが現実でございます。

(千葉和彦委員長) はい、ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

それではないようですから、事務調査については以上で終了いたします。大変お疲れさまでした。

農業委員会事務局の皆さん、大変ありがとうございました。

暫時休憩します。

<10:48 農業委員会事務局職員 退席>

(千葉和彦委員長) 再開します。ここで委員の皆さんに事務連絡です。

本日の所管事務調査については、12月定例会において委員長報告を行うこととなります。

様式は任意いたしますので、本日の所感を12月10日火曜日までに担当書記に提出をお願いいたします。

提出された所感と本日委員の皆さんから出されました質疑等を集約し、調査のまとめたいと思いますが、報告の原案を委員長副委員長にご一任いただくということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、そのように決しました。

4 その他(省略)

5 閉会

(高橋晋副委員長) 以上で産業経済常任委員会の所管事務調査を閉会いたします。お疲れ様でした。